

## Q&A

**補助の対象工事は。**⇒ 建物の玄関や勝手口、塀などで囲まれた敷地の出入口に止水板を設置する、材料費を含めた工事費、及び付随する防水処理です。

**推奨する製品などは。**⇒ ありません。個人で各メーカーの性能等を比較して選択してください。

**どのは。**⇒ 消耗品的なものは対象外です。

**集合住宅や法人事務所は。**⇒ 対象。但し、集合住宅の共用部は、管理組合等を申請者とし1件の補助で、各戸は各申請者が行えば、各申請に対し補助。また、賃貸等の集合住宅は、借家人が申請人となる場合は各戸に対し補助。建物の所有者が申請を行う場合には建物全体で1件の補助。※原則建物単位で助成

**複数の建物が敷地内にある場合は。**⇒ 申請者が同一人物であっても、各々の建物に対して申請を行えば、各々の建物に対し1件の補助が可能。

**市民でないといけないのか。**⇒ 市内に建物を所有している方が対象です。

**建物がなくても助成してもらえるのか。**⇒ 対象外です。

**検査は何をするの。**⇒ 事前に提出いただいた実績報告書を審査し、現地では止水板の設置状況及び保管場所の確認をします。止水の性能につきましては、申請者と施工業者で確認してください。

**途中で変更になったら。**⇒ 下水道建設課と変更の協議をして、変更申請をしてください。

**途中で廃止したい。**⇒ 廃止の申請をしてください。

**工事完成が未定になったので中止したい。**⇒ 一旦廃止して再度申請してください。

**区域の確認は電話で出来ないか。**⇒ 間違いのないよう窓口、若しくはファックスで具体的な位置を明示して確認してください。

**大雨時に設置しても浸水する。**⇒ 設置業者若しくはメーカーにお問い合わせください。市では責任は負いません。完成時に施工業者あるいはメーカー立会のもと性能の確認をご自身で行ってください。